

(その1)

收支報告書

(令和4年分)

(ふりがな)

(ささらづしみんねとわーく)

1 政治団体の名称

ささらづ市民ネットワーク

2 主たる事務所の所在地

木更津市八幡台 3-4-8

3 代表者の氏名

廣澤恵子

4 会計責任者の氏名

藤川美佳

問合せ先

(担当者)

藤川美佳

(電話)

080-6548-9049



354280

定	内	郵	資	国	全	領	N
解	後	窓	①	②	③	④	

F1	F2	F3	F4	F5	F6
U	1/2				

※該当箇所に「✓」を付すこと。

政治団体の区分	
<input type="checkbox"/> 政党の支部	<input type="checkbox"/> 政党
<input checked="" type="checkbox"/> その他の政治団体 (後援会等)	<input type="checkbox"/> 政治資金団体
<input type="checkbox"/> その他の政治団体 の支部	<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第18条の2 第1項の規定による政治団体

活動区域の区分	
<input type="checkbox"/> 2以上の都道府県の区域等	
<input checked="" type="checkbox"/> 同一の都道府県の区域内	

国会議員関係政治団体の区分	
<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項 第1号に係る国会議員関係政治団体	
<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項 第2号に係る国会議員関係政治団体	
公職の候補者の氏名	
公職の種類	
(現職・候補者等)	

(※) 資金管理団体の指定の期間	
令和 年 月 日 から	
令和 年 月 日 まで	

※報告対象年の途中で資金管理団体の指定・取り消しをした場合のみ記入すること。

収支の状況

全団体必要

(その2)

注意：収支がない団体にあっても、本表と表（その17）及び表（その20）は提出しなければならない。

1 収支の総括表

		十億	百万	千	円
(1) 収 入 総 額 (① + ②)				5	545 793
① (前年からの繰越額)				1	927 726
② (本年の収入額 = A + B + C + D + E + F + G)				3	618 067
(2) 支 出 総 額 (表(その13-1)の合計額)				2	966 715
(3) 翌 年 へ の 繰 越 額 ((1) - (2))				2	579 078

2 収入項目別金額の内訳

※収支がない場合であっても、上記の表の欄にはすべて記入すること。↑

(1) 個人の負担する党費又は会費

金額	A	十億	百万	千	円
員 数				48	000

(2) 寄附

ア寄附（イを除く。）の区分	金額	備考
(ア) 個人からの寄附	144 418	内訳を表(その7-1)へ記載すること。
[うち特定寄附]	0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	内訳を表(その7-2)へ記載すること。
(ウ) 政治団体からの寄附	3383 134	内訳を表(その7-3)へ記載すること。
小計 (ア) + (イ) + (ウ)	3527 552	(ア)～(ウ)の小計を記載すること。
[寄附のうち寄附のあっせんによるもの]	0	内訳を表(その8)へ記載すること。
イ政党匿名寄附	0	内訳を表(その9)へ記載すること。
合計 B (ア+イ)	3527 552	

*「特定寄附」とは、候補者等が、政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附したものという。

*「政党匿名寄附」とは、政党が街頭や講演会等で受けた一件千円以下の寄附をいう。

全団体必要

(その6)

(6) その他の収入

注意 預金利子や貸付返戻金などについて記載するもので、「摘要」欄にはその区分を記載すること。
ただし、1件10万円未満の収入については、「1件10万円未満のもの」欄に合算して記載すること。

(その7-1) 個人

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2) 同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3) 候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に特と記載すること。

(4) 遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

(その7-3) 政治団体

(7) 寄附の内訳 (政治団体)					寄附者の区分	政治団体		
団体の名称	金額				年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
	十億	百万	千	円				
田中のりこと市民ネット		3	383	134				
(内訳)			100	000	2022.2.21	木更津市八幡台2-4-8	田中 梨子	
			360	000	2022.3.18	ク	ク	
			55	000	2022.4.4	ク	ク	
			200	000	2022.4.22			
			50	000	2022.5.20			
			300	000	2022.6.15			
			150	000	2022.6.27			
			150	000	2022.7.22			
			250	000	2022.8.19			
			220	000	2022.9.26			
			138	000	2022.10.21			
			180	000	2022.11.22			
			400	000	2022.11.28			
			746	121	2022.12.21			
この頁の小計		3	299	121				
その他の寄附				0		→ ※ 下記注意(2)参照。		
合計						→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。		

注意(1)本部または支部から受けた交付金は、表(その5)へ記載し、本表には計上しないこと。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して、「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(その 7-3) 政治団体

注意(1)本部または支部から受けた交付金は、表(その5)へ記載し、本表には計上しないこと。

(2) 年間5万円以下での寄附を受けた場合に、合算して、「その他の寄附欄に記載してもさしつかえない。

→ ※ 下記注意(2)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

(その13-1)

3. 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表

項目	金額				本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出				備考
	十億	百万	千	円	十億	百万	千	円	
1 経常経費									
(1) 人件費			431	800					
(2) 光熱水費			52	097					
(3) 備品・消耗品費			888	137					
(4) 事務所費			1055	898					
小計 ((1)~(4))			2428	032					
2 政治活動費									
(1) 組織活動費			161	629					
(2) 選挙関係費				0					
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費※			377	054					
ア 機関紙誌の発行事業費			339	854					
イ 宣伝事業費			47	190					
訳 ウ 政治資金パーティー開催事業費			0	0					
エ その他の事業費			0	0					
(4) 調査研究費			0	0					
(5) 寄附・交付金			0	0					
(6) その他の経費			0	0					
小計 ((1)~(6))			538	683	うち本部・支部間の交付金合計				円
合計			2966	715	←1の小計と2の小計の合計を記載すること。				

注意 支出が存在する場合は、下表に従い必要書類を添付すること(詳細は表(その14)、(その15)の注意書きを参照。)

団体区分	個別に記載する金額	経常経費内訳書(その14)	政治活動費内訳書(その15)
国會議員関係政治団体	1件1万円を超える支出	必要	
上記以外の政治団体 (政党・資金管理団体・後援会等)	1件5万円以上の支出	不要 ※資金管理団体は必要	必要

本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出がある場合は、(その16)を添付すること。

(その15)

↓該当する項目に必ず□をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に□)									項目別区分 小分類	(その13-2) 注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入 (行政費)
		<input checked="" type="checkbox"/> 1 組織活動費	<input type="checkbox"/> 6 その他の事業費	<input type="checkbox"/> 7 調査研究費	<input type="checkbox"/> 8 寄附・交付金	<input type="checkbox"/> 9 その他の経費						
支出の目的 ※具体的に記入すること。		金額			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)			支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)		備考	
		十億	百万	千	円							
この頁の小計						0						
その他の支出						83328						
合計						83328						

- 注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。
 ② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）
- (2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別表とすること。
- (3) 領収書を微しづらしたものについては、「領収書等を微しづらった支出の明細書」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
- (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別表として作成すること。

(その15)

↓該当する項目に必ず☑をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、(ア)一機により複数した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

②以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、同一機により複数の領収書の写しを添付する。

なお、①・②に満たない老田の場合は、一括してその合計額を算出し、その他の支出（領収書の写し）も不要と記載し、欄に記入することとする。

(2) 「[5] 一開闢中央黨の政治資金パーティーについては、御教の政治資金パーティーと開闢中央黨の二つに別離する」としては、(1)の「開闢中央黨」の「開闢」を「開闢」の「開闢」に誤りがある。

(2) 政治貢献ハーフィー「政治事業費」
(3) 合同会社を離れてからものについては、慢漫の政治貢献ハーフィーを削除した場合、
についても、慢漫の政治貢献ハーフィーを削除した場合、

(4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の旨
(5) 項目別区分は、経括表の項目を、適宜、上分類し、それ又は明細上にて作成するこ上

(その15)

↓該当する項目に必ず☑をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)									項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目 別区分(小分類)例を参考に記入 (印刷・折込費)
		<input type="checkbox"/> 1 組織活動費	<input type="checkbox"/> 2 選挙関係費	<input checked="" type="checkbox"/> 3 機関紙誌の発行事業費	<input type="checkbox"/> 4 宣伝事業費	<input type="checkbox"/> 5 政治資金パーティー開催事業費	<input type="checkbox"/> 6 その他の事業費	<input type="checkbox"/> 7 調査研究費	<input type="checkbox"/> 8 寄附・交付金	<input type="checkbox"/> 9 その他の経費		
支 出 の 目 的 ※具体的に記入すること。	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考							
機関紙の印刷・折込費 (内訳)	159 307	2022.2.14	株式会社アマゾン	木更津市横井東町1-6-5								
この 頁 の 小 計	159 307											
そ の 他 の 支 出	170 557											
合 計	329 864											

- 注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。
 ② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）
- (2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別葉とすること。
- (3) 領収書を徵し難かったものについては、「領収書等を徵し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
- (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15)

↓該当する項目に必ず□をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

注意 (1) ① 国會議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国會議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。
② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）
(2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別表とすること。
(3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(その17)

資産等の状況

全団体必要

1 資産等の総括表

資産等の有無		有	無	備考
ア 土	地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建	物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権		<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産		<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。) 又は貯金(普通貯金を除く。)		<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 錢 信 託		<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 働 証 券		<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利		<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金		<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金		<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利		<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金		<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

注意(1)すべての団体が提出するものであること。

(2)団体としての資産等について記載するものであり、全ての項目について有・無のいずれかに「✓」を付すこと。

(3)「有」欄に✓を付けた資産等については、その内訳を表(その18)に記載すること。

全団体必要

(その20)

全団体必要

宣誓書

添付書類(別添のとおり)

- 領収書等の写し
 監査意見書(政党及び政治資金団体に限る。)
 政治資金監査報告書(国會議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 5 年 1 月 17 日

政治団体の名称 まざらづ市民ネットワーク

会計責任者の氏名 藤川 美佳 

(以下は解散届提出時のみ記入)

(代表者の氏名

(印)

※解散の場合は、解散届も必要となります。

全団体必要